

# 福岡県公報

令和四年七月十二日  
第三百十四号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第二十八号―第三十号)

- 福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ……………一
- 福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則 (中小企業振興課) ……………三
- 福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………三

## 規則

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
令和四年七月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第二十八号

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県ふぐ取扱条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「(ふぐ処理従事年限を証する書類は、ふぐ処理従事証明書(様式第二号)とする。)」を削り、同条第五号を削る。

第四条中「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 水産食品の衛生に関する知識

第五条第二号を削り、同条第三号中「知識」を「一般知識」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第八条第一項中「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第九条中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、「当該免許証」の下に「及び戸籍抄本」を加える。

第十条第一項中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第二項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条を第十二条とし、第十條の次に次の一條を加える。

(条例第十四条第六号の知事が衛生上必要と認めた事項)

第十一条 条例第十四条第六号の知事が衛生上必要と認めた事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 凍結したふぐを使用する場合には、摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結したものをを用いること。

二 凍結したふぐを解冻する際は、流水等を用いて速やかに行い、解冻後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条)

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ふりがな 氏名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------

A	B	C	D	・	・
免	許	区	分	免	許
年	月	日	免	許	番
日	日	日	号	号	号

福岡県知事 殿

ふぐ処理師免許申請書(兼免許台帳)

変更本籍地	本籍地(都道府県名)	ふりがな 氏名
年 月 日 申請	年 月 日 理	年 月 日 生
男・女	姓	欄
郵便番号	電話番号	1
〒	番	2
住	所	3

免許申請の種類

A 条例第6条第1項の規定による申請(他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けた者の申請及び条例第11条第3項の規定による再免許の申請を除く。)

B 条例附則第4項の規定による申請

C 条例第6条第1項の規定による申請(他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けた者の申請に限る。)

D 条例第6条第1項の規定による申請(条例第11条第3項の規定による再免許の申請に限る。)

本庁收受印

都道府県名	免許年月日	免許番号	現在までの免許取得区分	有・無	都道府県名	年 月 日 理	由
他	他	他	他	他	他	他	他

◎お願い。申請者は、本報のわく内だけ記入してください。

記載事項変更届	変更年月日	交付年月日	変更事項	理由	区分	年月日	理由	申請手数料 年 月 日 円
再交付	申請年月日	交付年月日	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 卒業証明書又は卒業証書の写し	<input type="checkbox"/> 免許証の写し <input type="checkbox"/> 診断書	保健所收受印

様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とする。

様式第四号中

年	月	日生
年	月	日

を

に改め、同様式を様式第三号とする。

年	月	日生
年	月	日

様式第五号中「を受けた」ので、関係書類を添えて提出します。」を「を受けたので、関係書類を添えて提出します。」に

「(添付書類)

戸籍抄本

ふく処理師免許証

を

「(注変更の内容が氏名の場合、ふりがなも記入すること。)

「(注変更の内容が氏名の場合、ふりがなも記入すること。)

(添付書類)

1 ふく処理師免許証

に改め、同様式を様式

2 戸籍抄本

第四号とする。

様式第六号を様式第五号とし、様式第七号を様式第六号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和四年七月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十九号

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例(令和四年福岡県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(私的整理に関するガイドライン)

第二条 条例第三条第二項第六号の規則で定める私的整理に関するガイドラインは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)
- 二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン(令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年七月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第三項中「第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項」を「第八十五条第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三

第六項若しくは第七項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行するものであること。